

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-02-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ひろば館の運営		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	村上		
			担当者名	坂本	内線	3836		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-01	管理運営費（児童事業館）						
	01-02-01	児童育成事業費						
	01-03-01	親子ふれあいひろば事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 1	（ 1989 ）	年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区区民ひろば館条例及び同施行規則			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	・子どもが自由に来館し、利用できる「地域の遊び場」である「児童館」において、子どもに遊びを提供する各種事業を通し、子どもの心身の健康増進を図り、豊かな情操を育む。 ・子育て中の親子がいつでも気軽に交流できる場を提供し、子育ての孤立化や育児不安を防止し、地域で安心して子育てをしていくことができる環境を作る。							
対象者等	乳幼児から18歳未満まで（乳幼児の保護者含む）							
内容	地域の児童健全育成事業の拠点としての役割を担い、乳幼児・中高生の心身の発達及び子育て家庭と保護者が抱える問題の発生予防及び早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応できるような居場所の提供をしている。 児童事業のみを行うひろば館は、花の木ひろば館、熊野前ひろば館の2施設で、直営により管理・運営している。 【主な事業内容】 (1) 子育て親子の交流促進事業（親子ふれあいひろば、乳幼児タイム等） (2) 小中学生向けの児童事業（サークル活動、検定遊び等） (3) 地域連携活動（地域の子どもまつりへの参加等） なお、多世代型の施設であるふれあい館（15館）においても、ふれあい館で実施する事業と連携しながら、児童事業を実施している。							
経過	平成元年 効率的な荒川区政を進めるための懇談会答申を受け、区民ひろば構想を策定し事業開始 南千住ひろば館～ 汐入ひろば館（平成13年4月1日） 計12館 平成14年3月 新たな区民ひろばの構築に向けた最終報告書で、適正配置や館事業の統一、世代間交流の実施等、今後の館運営の方針について決定。平成16年7月、ひろば館の貸室を有料化 平成16年9月 上尾久及び町屋三丁目ひろば館閉館 平成17年4月 汐入及び東日暮里ひろば館をふれあい館化（平成19年4月は計8館） 平成20年3月 西日暮里ひろば館閉館 計7館 平成20年4月 ふれあい館整備ニュープランにおいてひろば館廃止を決定（ふれあい館化） 平成23年3月 荒川三丁目ひろば館閉館（峡田ふれあい館開設） 計6館 平成24年3月 南千住、町屋、尾久ひろば館閉館 計3館 令和4年3月 西日暮里二丁目ひろば館閉館 計2館							
必要性	異学年、他学校児童、地域の大人との交流等を体験することは、児童の健全育成にとって大変重要なことである。また、地域の身近な場で「子育て」支援事業を通して親の成長を、「子育て」支援事業を通して子の成長の支援をし、地域の子育て支援機能を充実させていくことは必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 直営で運営。ただし、清掃や各種保守等について一部委託。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	年間利用者数（全館）（人）	95,264	57,193	58,694	60,000	60,000	※西日暮里二丁目ひろば館閉館により、令和4年度の利用者が減少
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	児童の健全な育成を図るため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		7,370	7,869	9,760	117,071	79,518	81,227	116,325
決算額（6年度は見込み）		6,412	7,189	8,305	96,848	73,989	76,092	116,325
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	利用者数（幼児）	26,561	24,169	16,076	18,158	10,723	11,375	11,500
	利用者数（小学生）	79,080	70,451	32,799	50,225	30,329	29,967	30,000
	利用者数（中学生）	1,074	1,604	348	446	375	999	1,000
	利用者数（大人）	39,424	37,345	22,619	26,435	15,766	16,353	16,500

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬等	会計年度任用職員報酬等	56,949	報酬等	会計年度任用職員報酬等	59,119	報酬等	会計年度任用職員報酬等	76,295
報償費	事業講師謝礼	622	報償費	事業講師謝礼	762	報償費	事業講師謝礼	762
需用費	事業用消耗品・家屋等修繕費等	11,245	需用費	事業用消耗品・家屋等修繕費等	13,105	需用費	事業用消耗品・家屋等修繕費等	9,630
役務費	電話料・ゴミ処理券・各種点検等	562	役務費	電話料・ゴミ処理券・各種点検等	606	役務費	電話料・ゴミ処理券・各種点検等	557
委託料	清掃委託・各種保守委託等	3,824	委託料	清掃委託・各種保守委託等	3,305	委託料	清掃委託・各種保守委託等	3,098
使用料及び賃借料	AED・電子複写機	211	使用料及び賃借料	AED・電子複写機	51	工事請負費	花の木ひろば館外部建具改修工事	25,269
備品購入費	事業用備品	339	備品購入費	事業用備品	362	備品購入費	事業用備品	362

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	101,926	112,891	10,965	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	15,042	12,732	▲ 2,310		国庫支出金	60	0	▲ 60
		維持補修費	2,359	3,910	1,551		都支出金	4,278	4,883	605
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	865	810	▲ 55		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	19,779	19,779	0		その他	0	2	2
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,338	4,885	547
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,704	7,615	4,911		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 138,337	▲ 152,852	▲ 14,515
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		142,675	157,737	15,062	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 138,337	▲ 152,852	▲ 14,515	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		2	0	▲ 2	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		2	0	▲ 2	当期収支差額(e)+(h)		▲ 138,335	▲ 152,852	▲ 14,517	

備 考	行政費用は、給与関係費を除き、事業用消耗品購入費等の物件費、講師謝礼等の補助費、維持補修費が占め、補修費用である維持補修費が増加している。
--------	---

問題点・課題	・様々な遊びや体験を通じ、児童の心身の健康を増進し、情操を豊かにするよう支援していくことにより、より一層利用者を増やすことができる取組みを実施する必要がある。 ・地域の子育て拠点として、子育て中の保護者が気軽に立ち寄り、子育ての悩みを軽減できるような事業を実施していく必要がある。 ・ひろば館の管理にあたり、利用者の安全を確保し、期待に応えられる施設としてサービスの提供ができるよう適切に維持・管理していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地域ボランティアによる事業等、児童が地域との交流など様々な体験を通じて心身ともに成長できるよう支援していく。	隣接する商店街と連携する等、各館の特色に応じて、地域ボランティアによる体験事業等を実施し、児童が様々な体験する機会を設けた。	児童事業を継続するとともに、中高生も気軽に立ち寄り、若者が交流できるような場の提供について工夫をしていく。
②	保護者同士の交流に加え、保護者が気軽に相談ができるよう、日頃から保護者への声掛けを行っていく。	定期的に保護者同士の懇談の場を設けるとともに、来館した保護者に声を掛け、日常会話の中で、子育て等の相談に乗るようにした。	保護者同士の交流を図るとともに、来館した保護者が子育ての不安や悩みを軽減できるように、相談しやすい環境を整える。
③	引き続き、日常点検や定期点検を実施し、不具合箇所を把握し、迅速に修繕を実施し、安全な環境を整備する。	日常の点検等により、迅速に不具合箇所を把握するとともに、利用者が安全かつ快適に利用できるよう修繕を実施した。	施設の老朽化による修繕の増加に伴い、点検の実施と修繕箇所の把握を行い、利用者の安全な環境を整備する。

他 区 施 状	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）								
	児童館における児童事業については全区で実施しているが、うち直営で実施している区は19区である。								

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）										
No1										
事務事業コード		10-02-08		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		青少年問題協議会運営費		部課名		子ども家庭部児童青少年課		課長名		
				担当者名		漆原		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-07-01		青少年問題協議会運営費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 25（ 1950 ）年度		根拠		地方青少年問題協議会法				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		荒川区青少年問題協議会条例				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		V 文化創造都市						
		政策		10 活力ある地域コミュニティの形成						
		施策		05 青少年健全育成運動への支援						
目的		荒川区の青少年育成事業を総合的、効果的に推進するために、関係行政機関及び各団体等の連携を図る中核的機関として荒川区青少年問題協議会を設置し、その運営を行う。								
対象者等		学識経験者、関係行政機関等								
内容		1 協議会の事務 ・ 青少年育成に関する総合的な施策の樹立について、必要な事項を調査・審議する。 ・ 青少年対策育成の総合的な施策の適切な実施を期するため、関係行政機関相互の連絡調整を図る。 ・ 上記2項目に関し、関係行政機関に意見具申する。 2 委員 39人（会長：区長、区議会議員5人、学識経験者21人、関係行政機関12人）、幹事9人 ・ 学識経験者の任期は2年、他の委員の任期はなく、関係行政機関の人事異動等に伴う委員の委嘱は毎年行っている。 3 実績 ・ 「荒川区青少年健全育成基本方針」を策定（令和4年3月）								
経過		昭和25年 任意機関として発足 昭和31年 青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会法（昭和28年）に基づき荒川区青少年問題協議会条例を制定。条例により区長の附属機関化 昭和37年 調査対策専門部会の設置（昭和57年に専門部会に名称変更） 平成3年まで専門部会存続。一時休止していたが、平成19年度より必要に応じ部会を設置 平成11年 根拠法令が地方青少年問題協議会法に改正され、青少年問題協議会の設置は任意 平成28年 意識調査に関する専門部会を設置 平成30年 青少年を巡る課題について考える専門部会を設置 令和2.3年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、青少年を巡る課題について考える専門部会を 書面開催 令和4年度～ 青少年問題協議会の開催								
必要性		青少年をめぐる問題が複雑化・多様化する中で、要保護児童対策地域協議会、安全・安心街づくり協議会など、目的が明確で緊急の対策が必要な協議会が設立されている。青少年問題協議会も、青少年をめぐる問題の総合的な施策・方針を策定する協議会であることから、設置の必要性はある。								
実施方法		☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 区が事務局を務め、委員の委嘱事務をはじめとする青少年問題協議会の運営に関する事務を処理している。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)			
	①	協議会の開催(回)	0	1	1	1	1			
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
6年度		7年度								
継続		継続		施策・方針に反映するため、複雑化、多様化する青少年問題に即したテーマを取り上げ、引き続き意見交換を行っていく。						

(単位：千円)備考

行政費用については、職員の人件費等にあたる給与関係費が大半を占めている。

問題点・課題

・ニートやひきこもりなど自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫に加え、インターネットに起因する犯罪など、近年の青少年問題は実態が複雑化、多様化してきている。

・困難な状況に置かれた青少年や若者に対する支援体制などの課題について調査研究するため、若者支援・健全育成調査委員会が設置されるなど、青少年問題について注目されていることを踏まえ、青少年健全育成についての総合的な施策・方針等を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

施状況

(实施	20	区	未实施	2	区	不明	0	区)
-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

法令改正により青少年問題協議会の設置が任意となったため、新宿区は平成16年度で協議会を終了し、新宿区次世代育成協議会に統合した。中野区は平成20年度に協議会を終了し、平成21年度から中野区次世代育成推進審議会を設置した。

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-02-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	青少年育成地区委員会連絡協議会 補助（自然まるかじり体験塾等）		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	村上		
			担当者名	石橋	内線	3833		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-07-02		自然まるかじり体験塾					
	01-07-03		地区活動費補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 55（ 1980 ）年度	根拠	荒川区青少年育成地区委員会（連絡協議会）事業補助金交付要綱					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	05	青少年健全育成運動への支援					
目的	青少年育成地区委員会は、地域社会の力を結集し、地域における青少年の健全育成を図ることを目的に設置されている任意団体である。また、各地区委員会が協力してその目的を達成するため、5地区合同の連絡協議会が設置されている。地区委員会及び連絡協議会が目的を達成するために、活動に要する費用について区が補助を行う。							
対象者等	青少年育成地区委員会連絡協議会 青少年育成地区委員会（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里の5地区）							
内容	○地区委員会の活動目標は①青少年の健全育成に係る団体・公的機関相互の連絡調整、②青少年の社会参加促進に係る事業の実施、③家庭教育の充実・推進、④青少年に有害な環境の浄化等である。 ・地区委員会の事業：〈健全育成〉子どもまつり、中学生の主張等、〈団体育成〉一日子ども会等、〈非行防止・環境浄化〉社明運動、環境浄化活動等、〈家庭教育〉母親教室等、〈その他〉広報誌発行 ・補助金交付額（5地区総金額）：7,047千円 ○連絡協議会は、①各地区委員会の協議・調整、②地区委員会の運営についての区との連絡・調整、③青少年の表彰等の合同事業を行っている。 ・連絡協議会の事業：青少年表彰、自然まるかじり体験塾、わがまちあんしん110番、ミニ隅田川都立高校と連携した小学生向け工作教室 等 ・連絡協議会会議（年3回）、地区委員会会長会（年3回以上）、実務担当者会議（随時）を開催 ・補助金交付額：1,415千円							
経過	昭和32年 荒川区青少年問題協議会の下に5つの地区委員会を設置 昭和37年 青少年問題協議会から独立し、現在は、各地区102～125人の委員で構成 昭和55年 事業効果の拡大と合同事業を推進するため、連絡協議会を設置 昭和62年 第1回自然まるかじり体験塾を実施 平成13年度 自然まるかじり体験塾は、荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会主催事業（区後援事業）に変更 平成22年度 連絡協議会発足30周年を迎え、記念事業として講演会等を実施 平成23年度 名称を「対策」から「育成」に変更 令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自然まるかじり体験塾を中止 令和3年度～ 自然まるかじり体験塾を日帰り事業形式にて実施 都立高校と連携した小学生向け工作教室を実施							
必要性	長年にわたり、地域で青少年を見守り育てる活動を実施してきた、荒川区の青少年育成行政を支える団体であり、補助金の支出により、その活動を支援する必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	自然まるかじり体験塾参加者数 (人)	25	18	19	20	30	
	②	都立高校との連携事業参加者数 (人)	76	109	112	120	120	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	青少年の健全育成を進める地域活動の要の組織体であり、今後も推進する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は、給与関係費等を除き、各地区委員会等に対する補助金である補助費等が大半を占めている。5年度はコロナ禍で制限されていた活動の再開により増となった。

・児童青少年課では各地区委員会への補助金交付決定及び確定に関する事務を行っている。また、各地区委員会の事務局は区民課（各区民事務所）等にあるため、連携を密にして事業を進めていく必要がある。

・わがまちあんしん110番事業協力者について、区民課（各区民事務所）等と協力し、定期的な調査を行い、子どもたちの安全な環境づくりを整備していく必要がある。

・自然まるかじり体験塾について、鴨川市や大山千枚田と連携を密にし、青少年の健全育成に効果的な実施内容を検討していく必要がある。

①

令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
------------------------	-------------------------	--------------------------

各関係機関と連携を行いながらイベント実施内容を精査し、適宜改善を加え、子どもたちの豊かな学びの場を提供する。	川の手荒川まつりにおいて、４年ぶりにミニ隅田川を実施し、多くの子どもたちが参加した。	地域の青少年育成にかかるイベントに、より多くの子どもたちが参加できるよう各地区委員会を支援する。
--	--	--

事業の協力者（尾久・日暮里地区）に対し、継続意向調査を行う。また、新規事業協力者の確保及び周知のため工夫をしていく。	わがまちあんしん１１０番の継続意向調査（尾久・日暮里地区）を実施した。郵便局や病院等公共施設の登録が増加した。	わがまちあんしん１１０番の協力者を確保するよう、商店や町会に協力を要請していく。
--	---	--

まるかじり体験塾の運営について、鴨川市と連携を密にし、参加者の満足感が高く、効果的なプログラムの充実を図る。	鴨川市と連携して、大山千枚田にてまるかじり体験塾を実施し、子どもたちに自然体験学習の場を提供した。	引き続き、鴨川市、大山千枚田と連携し、子どもたちに自然体験学習の場を提供していく。
---	--	--

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-02-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	「あらかわの心」推進運動区民委員会への補助		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	村上		
			担当者名	中川	内線	3833		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-07-05	青少年健全育成運動支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	「あらかわの心」推進運動区民委員会規約			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	05	青少年健全育成運動への支援					
目的	希薄化しつつある倫理観や正義感、思いやりや奉仕、助け合いの心の回復を図り、大人が良い手本を示す社会づくりを進めてくことができるよう、区は「あらかわの心」推進運動の普及・啓発を図るための支援を行う。							
対象者等	「あらかわの心」推進運動区民委員会及び幹事会							
内容	・「あらかわの心」推進運動は、大人の態度や行動が子どもに大きな影響を与えることを踏まえ、大人が良き手本となって、子どもたちの正義感や倫理観、思いやりの心を育み、大人も子どもも地域社会の構成員としての自覚を持ち、互いを尊重し、助け合い支え合う地域社会の実現を目指す区民運動である。 ・「あらかわの心」推進運動の事業：運動の周知（区報、ホームページ等）、区民委員会の開催（年1回）、区民委員会幹事会の開催（随時）、「あらかわの心」ニュースの発行（年2回）、カルタ大会（年1回）、出前説明会・PR寸劇の公演（随時） ・区の支援：「あらかわの心」推進運動区民委員会に対する補助金の交付（補助金額は1,636,000円）、区民委員会構成団体への支援（消耗品の支給等）、児童青少年課が事務局を担当							
経過	平成17年 平成18年 平成27年 令和2.3年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度	「あらかわの心」推進運動の開始、シンボルマークの決定、出前説明会の実施 おせっかいおじさん、おばさん運動 「あらかわの心」10周年記念事業の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため出前説明会を中止し、啓発物品配布のみ実施 川の手荒川まつり（オンライン配信）で、「あらかわの心」PR寸劇を公開 「あらかわの心」PR寸劇を収録し、荒川区公式チャンネル(YouTube)に公開 カルタ大会を3年ぶりに実施 川の手荒川まつりにおける啓発（寸劇上演・PRブース）・各地区の子どもまつりにおけるカルタ会の実施、三河島ひろば館まつりにて「あらかわの心」カルタを使用したビンゴ大会の実施 等						
必要性	「あらかわの心」推進運動は、子どもたちの心の荒廃や地域の教育力の低下等の課題を踏まえ、子どもの健全育成のために、地域住民が自覚を持ち連帯し、大人から変わっていくことをめざす運動であり、その必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	広報誌の発行【区民委員会】（回）	2	2	2	2	2	「あらかわの心」ニュースの発行回数
	②	啓発事業（回）	24	27	27	27	27	カルタ大会、小学校への周知活動、PR寸劇等の開催回数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		推進運動の普及・啓発により、あらかわの心を区民へ浸透させるため、活動を支援していく必要がある。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636
決算額（6年度は見込み）		1,636	1,636	1,600	1,028	1,201	1,636	1,636
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	啓発事業（区民委員会事業）	リーフレット等配布	リーフレット等配布	リーフレット等配布	リーフレット等配布	リーフレット等配布	リーフレット等配布	リーフレット等配布
	ニュースの発行（区民委員会事業）	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	区民委員会・幹事会の会議開催	7回	7回	7回	7回	7回	7回	7回

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	3,928	4,245	317	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,201	1,636	435		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	219	512	293	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,348	▲ 6,393	▲ 1,045	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	5,348	6,393	1,045	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,348	▲ 6,393	▲ 1,045	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,348	▲ 6,393	▲ 1,045		

備考	行政費用は、給与関係費等を除き、「あらかわの心」推進運動区民委員会に対する補助金である補助費等が占めている。5年度はコロナ禍で制限されていた活動の再開により増となった。
----	--

問 題	・本運動の普及啓発について工夫し、事業の拡充を支援していく必要がある。 ・広く区民全体に周知活動を行うため、ネットやSNS等の情報発信ツールを有効に活用する必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	当運動の普及啓発のため、幹事会と連携し、カルタ大会などの実施方法や学校と連携した児童への周知などを検討していく。	各地区の子どもまつりにおいてカルタ会のブースを設置し、参加者に啓発物品を配布した。また2月にカルタ大会を実施した。	引き続きカルタ大会や子どもまつりなどを通じた本運動の普及・啓発活動を支援していく。
②	普及啓発活動を強化するため、収録したPR寸劇の上映会やリーフレット等にQRコードを掲載するなどの周知方法を検討する。	PR寸劇が視聴できるQRコードが入ったリーフレットを作成し、区内の小学1年生に配布するなどの周知活動を行った。	新たな啓発物品の作成や方法など本運動の普及啓発を支援していく。
③			

他区の実 施状況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議会議 況（要旨）	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-02-13		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	「社会を明るくする運動」推進事業		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	村上		
			担当者名	石橋	内線	3833		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-07-04	社明運動地区推進委員会補助						
	01-07-07	社明運動荒川区推進委員会事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	社会を明るくする運動荒川区推進委員会設置要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	05 青少年健全育成運動への支援						
目的	荒川区における「社会を明るくする運動」を効果的に推進するため、各地区推進委員会が地域ごとに特色のある啓発運動が展開できるよう常設機関として統一的な連絡調整を行う。							
対象者等	「社会を明るくする運動」荒川区推進委員会 「社会を明るくする運動」各地区推進委員会（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里5地区）							
内容	○「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的運動であり、令和6年度で74回目を迎える。 ○「社会を明るくする運動」荒川区推進委員会（区長が委員長）では、国や都の方針を踏まえ、その年の実施要領を審議・決定する。この実施要領に基づき、区内5地区の推進委員会がそれぞれ区内各地でパレード、社明の集い・駅頭・街頭宣伝等を行い、啓発物品やチラシを配布するほか、地域ごとに特色のある啓発活動を実施している。 ○本運動に積極的な貢献をした民間協力者に対して感謝状を贈呈するとともに、保護司会の開催する「社明コンサート」を共催する。 ○区は、「社会を明るくする運動」荒川区推進委員会に対し、ウェットティッシュなどの啓発物品を現物給付するほか、同推進委員会の事務局として、会議や感謝状贈呈式（毎年12月）を開催する。							
経過	昭和24年	戦後の荒廃の中で、食べ物も住むところもない子どもたちの将来を心配した人たちが、保護された子どもたちのためのサマースクール開設資金づくり（銀座フェア）を行ったことをきっかけに、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちが立ち直るための理解と協力を呼びかける運動が全国的に広がる						
	昭和26年	「社会を明るくする運動」と名前を変え、全国規模の運動として発展						
	令和2.3年度	区内では、青少年育成地区委員会を中心とする「社会を明るくする運動」各地区推進委員会が、多種にわたる事業を展開						
	令和4年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地区パレードや駅頭街頭活動は中止（令和3年度は南千住地区パレードのみ実施）						
	令和5年度	街頭駅頭活動は中止としたが、感染対策を行った上で各地区パレードを実施						
		4年ぶりに街頭駅頭活動を再開し、各地区パレードも通常通り実施						
必要性	犯罪や少年非行の防止への取り組みはますます重要になっており、その一環として、社会を明るくする運動の果たす役割は大きい。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	社会を明るくする運動参加者数(人)	3,670	5,604	6,294	7,100	7,800	各地区の駅頭街頭宣伝、パレード、会議、各種集会等の参加者数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	荒川区において「社会を明るくする運動」を実施していくため、継続する。						

(単位：千円)

問題点・課題

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本運動が充実したものになるよう、保護司会をはじめ、各関係団体、各地区推進委員会と引き続き連携を図る。	保護司会、各地区推進委員会と連携し、7月の強調月間において4年ぶりに街頭宣伝活動を実施した。	関係団体と密に連携し、街頭宣伝活動をはじめとした啓発活動を推進していく。
②	各地域の理解を得ながら実施する活動であるため、関係団体や地域と情報共有を密にし、啓発活動を実施する。	「社会を明るくする運動」荒川区推進委員会を通じて、関係団体と協力し、啓発物品の作成及び配布を行った。	引き続き本運動を効果的に実施するため、各地区のパレード等にも参加し、各地区推進委員会と連携した活動を行っていく。
③			

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-02-14		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	放課後子ども総合プラン（学童クラブ・にこにこすくーる）		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	村上		
			担当者名	松本・大澤	内線	3832		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-05-02	営繕費（学童クラブ）						
	01-05-03	営繕費（放課後子ども総合プラン）						
	01-08-01	放課後子ども総合プラン等事業						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	学童クラブの運営に関する条例、学童クラブの設備及び運営の基準に関する条例等			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	・保護者の就労等により、昼間家庭において、適切な保護を受けることができない小学校在学児童に対して、遊びと生活の場を与えることにより、健全な育成を図る。 ・学童クラブと放課後子ども教室（以下、「にこにこすくーる」という。）の整備を進めることにより、小1の壁の解消及び児童の交流の機会並びに体験学習の機会の増加を図る。							
対象者等	・学童クラブ：保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けることができない荒川区に居住する小学校に在学する児童（4から6年生は一部の学童クラブのみが対象） ・にこにこすくーる：実施校におけるにこにこすくーるの登録児童及び学童クラブ利用児童							
内容	【学童クラブ】 ・放課後に適正な遊びと生活の場を提供する。 ・日々の連絡帳のやりとりや保護者会、個人面談等を通し、保護者と連携を取りながら運営を行う。 【にこにこすくーる】 ・学校施設を活用し、児童の安全な放課後の居場所を作るとともに、子どもたちの自主的な参加のもと、地域の参加・協力を得て、遊び、勉強、スポーツ、文化活動等の様々なプログラムを実施する。 【放課後子ども総合プラン（一体型）】 ・同一の小学校内等で学童クラブ及びにこにこすくーるを実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童がにこにこすくーるの活動プログラムに参加できるもの。 ※放課後子ども総合プラン（連携型）…校外学童クラブとにこにこすくーるが定期的に連携し、事業を実施するもの。							
経過	昭和40年度 平成19年度 平成26年9月 平成28年度 令和5年度 令和6年度	区内で初めて「七峡小学童クラブ」を開設 平成18年6月「放課後子どもプランの推進について」を受け、尾久宮前小学校で開始 同年8月厚労省、文科省による放課後子ども総合プランの決定（学童クラブと放課後子ども教室の一体型の整備・運営を推進）を受け、3校で総合プランの試行実施 区内24校全ての小学校でにこにこすくーるを実施 放課後子ども総合プランを本格実施（一体型は15校、連携型は4校） 運営事業者2法人において人員配置の虚偽報告が発覚。当該法人が受託する施設計10箇所の運営事業者を令和6年度より変更した。 尾久学童クラブ再開（平成30年～令和5年度まで休止）により、28クラブを開設。総合プラン（一体型）は16校、総合プラン（連携型）は8校で実施。学童クラブにおける長期休業期間中の宅配弁当の提供事業を実施。						
必要性	保護者の就労状況等の社会状況の変化に伴い、利用者の需要は高くなっている。 家族形態の変容等により異学年や家族以外の大人と交流する機会が減少しており、多くの子どもが様々な人と交流できる環境を整える必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 学童クラブ28クラブ（直営：2クラブ・委託：26クラブ） にこにこすくーる24校（委託：24校）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	学童クラブ利用児童数	1,754	1,812	1,782	1,857	2,039	4月1日現在
	②	にこにこすくーる登録児童数	3,753	3,160	3,865	3,827	3,820	4月1日現在
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		更なる事業内容の充実を図るため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		934,472	953,964	978,193	1,258,883	1,355,143	1,795,167	1,534,473
決算額（6年度は見込み）		844,861	886,933	871,594	1,191,218	1,231,384	1,629,190	1,534,473
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	学童クラブ数	26	26	27	28	28	27	28
	在籍者数（4/1時点）	1,507	1,497	1,607	1,754	1,812	1,782	1,857
	にこにこすくーる実施校数	24	24	24	24	24	24	24
	登録児童数（4/1時点）	4,438	4,588	3,951	3,753	3,160	3,865	3,827

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬等	会計年度職員報酬等	7,267	報酬等	会計年度職員報酬等	12,933	報酬等	会計年度職員報酬等	22,762
報償費	事業協力員謝礼等	1,469	報償費	事業協力員謝礼等	2,404	報償費	事業協力員謝礼等	2,708
需用費	家屋等修繕費、光熱水費等	27,514	需用費	家屋等修繕費、光熱水費等	45,495	需用費	家屋等修繕費、光熱水費等	29,272
役務費	電話料、保険料等	2,984	役務費	電話料、保険料等	5,539	役務費	電話料、保険料等	11,269
委託料	運営委託等	1,185,472	委託料	運営委託等	1,271,853	委託料	運営委託等	1,462,720
使用料等	不動産賃借料等	2,328	工事請負費	ひぐらし小学重クラブ移転建物改修	282,590	使用料等	不動産賃借料等	2,349
備品購入費	事業用備品	3,082	備品購入費	事業用備品	8,505	備品購入費	事業用備品	3,318

(単位：千円)														
行政コスト計算書	勘定科目				4年度	5年度	差額	勘定科目				4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	109,290	127,913	18,623	行政収入	地方税等	0	0	0				
		物件費	1,214,963	1,325,143	110,180		国庫支出金	135,310	138,286	2,976				
		維持補修費	5,019	7,078	2,059		都支出金	209,046	229,815	20,769				
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	77,869	76,613	▲ 1,256				
		補助費等	3,215	3,368	153		使用料及び手数料	22	22	0				
		減価償却費	38,219	38,219	0		その他	0	0	0				
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	15	5	▲ 10		行政収入合計(a)	422,247	444,736	22,489				
		賞与・退職給与引当金繰入額	5,702	14,330	8,628		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 955,199	▲ 1,071,320	▲ 116,121				
		その他行政費用	1,023	0	▲ 1,023		金融収支差額(d)	▲ 28	▲ 28	0				
	行政費用合計(b)				1,377,446	1,516,056	138,610	通常収支差額(c)+(d)=(e)				▲ 955,227	▲ 1,071,348	▲ 116,121
	特別費用(g)				0	0	0	特別収入(f)				3	0	▲ 3
特別収支差額(f)-(g)=(h)				3	0	▲ 3	当期収支差額(e)+(h)				▲ 955,224	▲ 1,071,348	▲ 116,124	

備考	昨年度と比べて多くの事業者変更を行った関係で、準備契約金額を含む委託料が増額した。それに伴って、物件費についても増額した。
----	---

問題点・課題	・社会状況の変化等に伴い、学童クラブの需要が増加傾向にあるため、地域ごとの需要を予測しながら、供給体制を確保する必要がある。 ・職員配置の虚偽報告等の不正を防ぐために、運営委託契約の履行状況（職員配置や日々の運営方法等）について、より詳細に確認できる体制を構築するほか、保育の質の担保及び魅力的な活動プログラムを実施するため、職員の資質を担保し、区と事業者で意見交換をしやすい環境づくりを進める必要がある。 ・地域住民による有償ボランティアをはじめとした地域との交流プログラムの充実を図る必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	令和6年4月からのひぐらし小学童クラブ移転・開設に向け、廃止した旧日暮里ひろば館の改修工事を実施する。			ひぐらし小学童クラブの移転に伴う改修工事を実施した。面積を拡大したことにより、令和6年度の募集定員を増やすことができた。			学童クラブ需要の動向に基づき、供給体制確保に努めるとともに、審査基準を見直すなど、必要な児童が利用できるようにする。		
②	安全・安心な保育環境の確保及び保育の質の向上を図るため、各学童クラブ等への巡回指導・支援を強化する。			巡回時のチェック項目を作成し、統一的な指導ができる体制を構築したほか、好事例やヒヤリハットなどを共有する機会を設けた。			学童クラブ等への巡回指導、支援や事業者へのチェック体制を強化し、不正を未然に防ぎ、質の高い学童クラブ等事業を推進する。		
③	各施設で月平均1回以上事業協力員等の地域住民によるプログラムの実施を目標とし、お便り等を活用し、事業協力員の発掘を進める。			左記目標を達成するため、積極的に事業協力員の発掘を進め、プログラムの充実を図った。			月平均1回以上地域住民によるプログラムの実施を目標とし、校区委員会等も活用し、事業協力員への登録を呼びかける。		
他 区 の 実 況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議 会 質 問 状 況 （要旨）									

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-02-21		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	若者支援体制の整備		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	村上	
			担当者名	竹村		内線	3833	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-07-08	若者支援体制整備事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☒ 5年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 4	（ 2022 ）	年度	根拠	子ども・若者育成支援推進法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	区では悩みや困難を抱える若者を支援するため、福祉・教育・雇用等、様々な分野で支援を実施しているが、若者世代は行政との接点が少なく、支援が行き届かない状況である。そうした喫緊の課題に対応し、切れ目ない支援を行うため、若者相談を実施し、関係部署と連携して、個々の相談に応じた適切な支援機関につなぎ、一人ひとりの悩みに寄り添った若者支援を推進していく。							
対象者等	概ね15歳から39歳までの若者							
内容	☐ 若者相談 若者が切れ目なく適切な支援につながるワンストップ相談事業である。 若者から様々な相談を受け付け、課題に応じて適切な支援につなぐ。 〔相談内容〕 ・生きづらさなど自分自身のこと、就労関係、家族関係、健康関係等 〔相談員〕 ・社会福祉士等の専門資格を有する者、または若者相談支援の経験豊富な者 〔具体的支援〕 ・相談は電話またはメールで受付し、必要に応じて面接も行う。 ・相談内容に応じ、教育、福祉、医療等の適切な支援機関につなぐ。 ☐ 関係機関とのネットワークづくり 〔荒川区若者支援連携会議〕 ・区の若者支援に関わる部署との連携強化等を目的とする実務者会議							
経過	・平成22年4月 子ども・若者育成支援推進法（子若法）施行 ・平成22年度 「子ども・若者育成支援推進大綱策定」（国） ・平成27年度 「子ども・若者育成支援推進大綱」（国） ・平成27年度 「東京都子供・若者計画」策定（都） ・令和2年度 子若者法に基づく「子ども・若者育成支援計画」を含んだ、総合的な計画として「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」を策定 ・令和3年度 「子ども・若者育成支援推進大綱」（国） ・令和4年12月 荒川区若者相談「わっか」開設（若者に関する相談支援事業開始） ・令和5年2月 ふれあい館における出張相談を開始 ・令和5年4月 チャットによる相談を開始 ・令和6年4月 相談受付時間を見直し、相談がしやすい体制を整備							
必要性	悩みや困難を抱える若者を支援する必要があるが、義務教育終了後等の若者は地域や行政との接点が少なく、支援につながりにくい状況である。このため、若者にとってわかりやすく相談しやすい窓口を設置し、幅広い分野にまたがる相談を受け付け、切れ目なく支援をしていく必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	若者相談「わっか」受付件数		25	352	350	360	相談を受けて、適切な支援機関を紹介した件数
	②	若者相談「わっか」から支援機関を紹介した件数		4	49	50	72	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		面接相談等、若者が直接相談員へ気軽に相談できる環境整備を引き続き行い、幅広い分野の相談を受け付け、切れ目ない支援に向けて重点的に推進する。				

(単位：千円)備考

行政費用は、運営委託料である物件費が占めている。事業開始が令和4年度途中であるため、5年度とは乖離がある。また、5年度については、6年度以降の事業者選定を行った際の補助費等が発生している。

問題点・課題

- ・若者のニーズをとらえ、若者が相談しやすい環境を整備する必要がある。
- ・より多くの若者に相談していただくため、「わか」の認知度を上げる必要がある。
- ・若者を切れ目なく支援するため、庁内や地域との連携を強化していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	若者がより相談しやすい環境を整備するため、LINEを活用した相談を開始する。	若者が相談しやすいようLINEを活用したチャット相談を開始し、受付件数が大幅に増加した。	受付時間等を見直し、若者が相談しやすい環境を整備する。
②	リーフレットなどを作成し、若者が立ち寄る場所に配布する。HPやSNSを利用するなど、若者に届く効果的な周知を実施する。	チラシ、PRカードを作成し、図書館などの公共施設のほか、漫画喫茶や居酒屋などの民間事業者にも設置した。	若者が多く立ち寄る民間施設等にチラシやPRカードの設置を依頼するなど、引き続き若者に届く周知を行う。
③	若者支援連携会議やケース検討会議を開催し、庁内連携をより強化していく。ふれあい館等と連携した事業の検討を行う。	若者支援連携会議やケース会議を定期的に開催し、そこで事例検討や情報交換を行い、関係機関との連携の強化を図った。	若者支援連携会議の開催や他の会議等に参加し、関係機関との連携を強化する。

他 区 施 状	(実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区)		
	品川区、大田区、世田谷区、豊島区、中野区、葛飾区で実施		

議 会 の 議 決 の 内 容	令和4年9月会議 若者支援の窓口の設置について
	令和5年2月会議 荒川区若者相談「わっか」の現状と今後の発展について